

令和 8 年度

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金

申請の手引き

○受付期間

令和 8 年 7 月 1 日(水)～令和 8 年 9 月 30 日(水)〆切

○補助対象範囲

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月中の返還額が支援対象となります。

富士河口湖町 政策企画課

1 移住・定住促進奨学金返還支援とは

本町の地域産業の推進や地域の活性化を担う人材を確保し、町内への就業及び定着を促進するため、奨学金を返還する町内事業所等に勤務する者に対して、予算の範囲内において奨学金返還を支援します。

2 補助対象者 次の(1)～(8)すべてに該当する方

- (1) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員(同条第3項第5号に掲げる職を除く。)以外の者で、申請する年度の4月1日に本町に住民登録があり、現に居住している者
- (2) 初回の申請日から5年以上継続して本町内に定住する意思を有している者
- (3) 大学等の在学期間に奨学金の貸与を受けた者
- (4) 初回の申請日の属する年度の4月1日時点において、大学等を卒業している満35歳未満の者
※2回目以降の申請時では35歳以上でも可
- (5) 本町内事業所等(※)において正規雇用で就業している者又は又は本町内に住所及び事業所を有し、個人事業主として当該事業を専業として営んでいる者。
- (6) 本町の町税等及び奨学金の返還を滞納していない者
- (7) 他の制度において奨学金の返還に係る補助金等を受けていない者
- (8) 富士河口湖町暴力団排除条例(平成24年富士河口湖町条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

※本町内事業所等 富士河口湖町内に本店又は事業所、事務所若しくは営業所を有する法人又は個人事業主をいう

※上記に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間に係る補助金は交付されません。

3 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が補助対象者に貸与した第一種奨学金又は第二種奨学金
- (2) 公益財団法人交通遺児育英会又は一般財団法人あしなが育英会が貸与した奨学金
- (3) 地方公共団体等が補助対象者に貸与した奨学金で、町長が認めるもの

4 補助金の内容

●補助対象期間 最初の奨学金返還支援が決定された日が属する月から60月（5年）に達する月まで

※申請日の属する年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間において、補助対象者が返還した奨学金の額とする

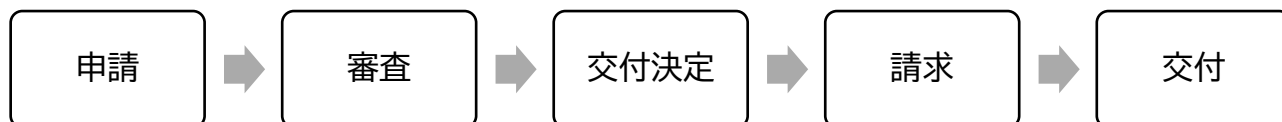
●補助金の交付額 1年度当たりの補助金の交付額は、年額24万円を上限とします。

※1,000円未満は切り捨てます。

※利子相当額は含みません。

5 申請手続き・記入例

記入例のとおり申請書作成の上、添付書類とともに富士河口湖町政策企画課窓口へご提出ください。



※申請書等はホームページからダウンロードもしくは窓口にて配布しています。

※申請から支払いまでに最大2か月程度要します。

WEB [富士河口湖町 奨学金返還支援](#) で検索



様式第 1 号(第 7 条関係)

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

富士河口湖町長

(申請者)

住 所 富士河口湖町船津 1700 アパート 101

氏 名 富河 太郎

電話番号 0555-72-1129

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請するとともに実績を報告します。

就職先	法人・事業主名 ●●株式会社
	所在地 富士河口湖町船津 9999
就職年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
生年月日	平成 5 年 11 月 15 日 (年齢 満 33 歳)
奨学金の名称 (該当するものに ○印を付す。)	・独立行政法人日本学生支援機構の(第一種奨学金・ <u>第二種奨学金</u>) ・交通遺児育英会奨学金 ・あしなが大学奨学金 ・その他の奨学金 ()
貸与された 奨学金総額	○○○○○○円
奨学金返還期間	令和 ● 年 ● 月 ~ 令和 ● 年 ● 月まで
奨学金返還開始日	令和 ● 年 ● 月 ● 日

交付申請額

<ul style="list-style-type: none"> ・年額 24 万円を上限とします。 ・1,000 円未満は切り捨てます。 ・利子相当額は含みません。 	○○○○○○円
--	---------

誓約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1 富士河口湖町の住民として本日から継続して 5 年以上町内に居住する意思があります。 2 富士河口湖町の町税等に滞納はありません。 3 奨学金の返還に関し、他の制度の補助金等は受給していません。 4 暴力団員ではなく、かつ、暴力団とは密接な関係を持っていません。 5 申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
<input checked="" type="checkbox"/> 富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金の交付申請に当たり、上記事項について、誓約します。(□にレ印を付してください。)

添付資料

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの(初回の申請時に限る。)
- (3) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (4) 大学等を卒業したことを証するもの(初回の申請時に限る。)
- (5) 就労証明書(様式第 2 号)
- (6) 納税証明書(富士河口湖町の町税等の滞納がないことを証明する書類)
- (7) 開業届等個人事業主であることがわかるもの(個人事業主に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの様式第 2 号(第 7 条関係)

就労証明書

○就労状況について

氏名	富河 太郎	
住所	富士河口湖町船津 1700 アパート 101	
勤務先	名称 ●●株式会社 ○○営業所	
	所在地 富士河口湖町船津 9999	
	電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
就職年月日	令和 4 年 4 月 1 日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規雇用 所定労働時間が同一の通常の労働者として労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が週 30 時間以上 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めなし <input type="checkbox"/> その他：)	
雇用保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない
被用者年金	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない
健康保険	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない

○本町内事業所等の確認 ※勤務先が富士河口湖町内ではない場合のみご記入ください。

本町内の本店、事業所、事務所又は営業所等について (複数ある場合はいずれか一つ)	名称 ●●株式会社 ○○営業所 所在地 富士河口湖町船津 9999 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
---	---

上記のとおり相違ないことを証明します。

雇用主	(事業所)	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	所在地	富士河口湖町船津 9999
	名称	●●株式会社
	代表者名	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	担当者	〇〇〇〇
		印

押印が必ず必要！

※破線(点線)囲にチェックのある場合には、奨学金返還支援事業の対象となりません
(個人事業主は除く)。

様式第4号(第9条関係)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

富士河口湖町長 殿

(申請者)

住 所 富士河口湖町船津 1700 アパート 101
氏 名 富河 太郎 ㊞

富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金請求書

押印が必ず必要!

令和○年○月○日付○○○第○○-○○号で交付決定兼確定通知のあった富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金を、富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 107,000 円

交付決定通知に記載のある金額を記載してください。

2 振込指定口座

○○○○ 銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合	○○○○ 支店・支所
普通 当座 預金(口座番号)	○○○○○○○○○○○○○○
フリガナ	フジカワ タロウ
口座名義	富河 太郎

- ※ 注意事項
- ・請求金額の訂正は無効です。
 - ・口座名義人は申請者と同一人としてください。

6 提出資料について

提出資料	取得場所
富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書	ホームページ又は富士河口湖町政策企画課窓口
住民票の写し	富士河口湖町住民課（1F） コンビニ
奨学金返還額証明書（必須） ※2025年4月1日～2026年3月31日までのもの	日本学生支援機構の場合：支援機構ホームページからスカラネット・パーソナルにて申請可能 ※奨学金の貸与機関によって異なります。
奨学金返還証明書(初回申請時に限る。)	
奨学金貸与証明書(初回申請時に限る。)	
大学等を卒業したことを証するもの (初回申請時に限る。)	卒業した大学等にお問い合わせください。
就労証明書（様式第2号）	ホームページ又は富士河口湖町政策企画課窓口にて様式取得後、勤め先、人事担当者にて作成
開業届の証明書等、事業開始を証明できる書類 (個人事業主に限る。)	税務署にお問い合わせください。
納税証明書	富士河口湖町税務課（1F）
前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの	審査上必要な場合にご説明となります。

7 問い合わせ先・提出方法

- 富士河口湖町役場 政策企画課 奨学金返還支援担当 0555-72-1129
- 提出方法：窓口へ必要書類とチェックリストを添えて直接提出

Q&A

- 補助金の対象となる奨学金は？

独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが大学奨学金が対象となります。その他地方公共団体等が貸与する奨学金を受けている場合には政策企画課奨学金返還支援担当（0555-72-1129）までお問い合わせください。

- 60月（5年）の補助期間上限を超えているか知りたい。

政策企画課奨学金返還支援担当（0555-72-1129）までお問い合わせください。なお、提出資料を政策企画課窓口へ提出後、補助期間上限を超えており補助対象外であった場合、提出資料の取得にかかる一切の費用を町は負担しませんので、必ずお問い合わせください。

- 町外出身者でも対象となるか。

申請する年度の4月1日に富士河口湖町に住民登録があり、現に居住している方であれば、出身地や卒業した大学等の所在地は問いません。

- 正規雇用の要件は？

雇用期間の定めがなく勤務し、雇用保険等に加入していることを要件とします。

- 本社が町外にある会社の富士河口湖町内にある事業所で勤務しているが、対象となるか？

本社が町外であっても、富士河口湖町内にある事業所に勤務していれば対象となります。

- 富士河口湖町内に本店、支店、事業所等がある企業の町外事業所に勤務しているが対象となるか？

勤務先が町外の場合、富士河口湖町内に本店、支店、事業所等がある企業に勤務しているのであれば対象となります。

- 個人事業主は対象となりますか。

本町内に住所及び事業所を有し、個人事業主として当該事業を専業として営んでいる方は対象となります。副業で行っている場合は対象外です。

- 利子相当分は支援対象となるのか。

利子相当額は支援対象に含めません。

- 申請する返還金額の端数はどうなるのか。

支援金額については1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとなります。

例) 年間返還額：222,852円

・支援金額＝222,000円（千円未満切り捨て）